



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 2
- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 3
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課） 6
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 7
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 10
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 13
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 13
- 沖縄県特殊病害虫防除条例施行規則の一部を改正する規則（営農支援課） 15

告 示

- かいの指定の解除（財政課） 16
- 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示・2件（技術・建設業課） 16

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 17
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 19
- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 20
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 23
- 特命推進課設置規程（行政管理課） 24
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 24
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 24
- 沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程を廃止する訓令（行政管理課） 27
- M I C E 推進課設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 27
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 27
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課） 28
- 沖縄県立若夏学院技術指導講師設置規程を廃止する訓令（青少年・子ども家庭課） 28
- 沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程を廃止する訓令（青少年・子ども家庭課） 28
- 消費生活専門相談員設置規程を廃止する訓令（消費・暮らし安全課） 28
- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（衛生薬務課） 29
- 特殊病害虫防除員服務規程を廃止する訓令（営農支援課） 29
- 病害虫防除員服務規程を廃止する訓令（営農支援課） 29
- 沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程を廃止する訓令（ものづくり振興課） 29
- 沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程を廃止する訓令（M I C E 推進課） 30
- 沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（文化振興課） 30
- 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（交流推進課） 30
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課） 34

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 35

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「旅費条例」を「沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）」に、

| | | |
|---------------------|----------|----------------------|
| 「 沖縄県文化芸術振興審議会委員 | 日額 9,300 | 」 」 に 」 |
| 「 沖縄県文化芸術振興審議会委員 | 日額 9,300 | |
| 沖縄県公立大学法人評価委員会委員 | 日額 9,300 | |

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

その他の特別職の職員

| 区分 | 報酬の額（円） | 費用弁償の額 |
|-------------------|---|----------------------------------|
| 沖縄県政策参与 | 日額 27,000 | 沖縄県職員の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額 |
| 沖縄県行政オンブズマン | 日額 25,000 | |
| 法律顧問 | 月額 160,000 | |
| メンタルヘルス専門相談員 | 一般相談員 日額 8,600 | |
| | 特別相談員 日額43,300。ただし、1日の勤務が4時間未満の場合は、21,700 | |
| 沖縄県本庁嘱託産業医 | 日額43,300。ただし、1日の勤務が4時間未満の場合は、21,700 | 知事が別に定める額 |
| 統計調査員 | 日額7,200円以内で知事が別に定める額 | |
| 統計調査指導員 | 日額7,250円以内で知事が別に定める額 | |
| 虐待専門カウンセラー | 日額 22,600 | 沖縄県職員の旅費に関する条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額 |
| 沖縄県児童福祉施設等嘱託医 | 日額 20,900 | |
| 沖縄県女性相談所嘱託医 | 日額 20,900 | |
| 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医 | 日額20,900。ただし、巡回相談及び在宅重度障害者訪問診察業務に従事する場合は、22,600 | |

| | |
|---------------------|----------------------|
| 沖縄県立看護大学学校医 | 日額 20,900 |
| 沖縄県立芸術大学学校医 | 月額 20,400 |
| 産業医 | 日額 20,900 |
| 学校医 | 月額 20,400 |
| 学校歯科医 | 月額 20,400 |
| 学校薬剤師 | 月額 15,000 |
| 学校評議員 | 日額 4,000 |
| 登録審査委員 | 日額 9,300 |
| 健康管理医 | 日額 22,600 |
| 沖縄県警察署協議会委員 | 日額 9,300 |
| 沖縄県留置施設視察委員会委員 | 日額 12,300 |
| サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザー | 捜査助言、指導等1時間につき 6,200 |
| 選挙長 | 日額 10,800 |
| 選挙分会長 | 日額 10,800 |
| 審査分会長 | 日額 10,800 |
| 選挙立会人 | 日額 8,900 |
| 労働委員会のあっせん員 | 日額 9,300 |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の6中「又はイ」を「からウまで」に改める。

第7条の2第5号を次のように改める。

(5) 定年前に退職する意思を有する職員の募集に応募し、これにより退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職した者（当該認定の効力を失った者を除く。）

第9条第2項中「起算して1月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

別表イ中「基礎在職期間」の次に「（沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号。以下「病院事業企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員であつた期間を除く。）」を加え、別表イの表第1号区分の項中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、同表第2号区分の項中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、同表第3号区分の項中第14号から第16号までを削り、第17号を第14号とし、同表第4号区分の項中第13号から第16号までを削り、第17号を第13

号とし、同表第5号区分の項中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、同表第6号区分の項中第16号から第20号までを削り、第21号を第16号とし、同表第7号区分の項中第11号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、別表に次の1表を加える。

ウ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間（病院事業企業職員給与条例の適用を受ける職員であつた期間に限る。）における職員の区分についての表

| | |
|--------------|--|
| <p>第1号区分</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間において適用されていた沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「病院事業企業職員給与規程」という。）（以下「平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程」という。）の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの 2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた病院事業企業職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の病院事業企業職員給与規程」という。）の病院事業医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた病院事業企業職員給与条例（以下「平成18年4月以後平成19年3月以前の病院事業企業職員給与条例」という。）第5条第1項の規定による管理職手当でその額が給料月額に100分の20の支給割合を乗じて得た額であるものの支給を受けていたものであり、かつ、平成18年4月以後平成19年3月以前の病院事業企業職員給与条例第19条の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後平成19年3月以前の病院事業企業職員給与規程第21条第5項に規定する加算割合が100分の20であつたものの支給を受ける者であつたもの 3 平成19年4月1日から令和2年3月31日までの間において適用されていた病院事業企業職員給与規程（以下「平成19年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程」という。）の病院事業医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち、平成19年4月1日から令和2年3月31日までの間において適用されていた病院事業企業職員給与条例（以下「平成19年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与条例」という。）第5条第1項の規定による管理職手当でその額が110,100円であるものの支給を受けていたものであり、かつ、平成19年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与条例第19条の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成19年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程第21条第5項に規定する加算割合が100分の20であつたものの支給を受ける者であつたもの 4 令和2年4月以後適用されている病院事業企業職員給与規程（以下「令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程」という。）の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの 5 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち、令和2年4月以後適用されている病院事業企業職員給与条例（以下「令和2年4月以後の病院事業企業職員給与条例」という。）第5条第1項の規定による管理職手当でその額が110,100円であるものの支給を受けていたものであり、かつ、令和2年4月以後の病院事業企業職員給与条例第19条の規定による期末手当でその計算の基礎とされる令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程第33条第5項に規定する加算割合が100分の20であつたものの支給を受ける者であつたもの 6 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの |
| <p>第2号区分</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの 2 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第2号及び第3号に掲げる者を除く。）のうち、平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間において適用されていた病院事業企業職員給与条例第19条の規定による期末手当でその計算の基礎とされる平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程第21条第5項に規定する加算割合が100分の20であつたものの支給を受ける者であつたもの 3 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの 4 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの 5 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第5号に掲げる者を除く。）のうち、令和2年4月以後の病院事業企 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>業職員給与条例第19条の規定による期末手当でその計算の基礎とされる令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程第33条第5項に規定する加算割合が100分の20であったものの支給を受ける者であったもの</p> <p>6 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| <p>第3号区分</p> | <p>1 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第2号及び第3号並びに第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>3 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものうち、平成19年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与条例第5条第1項の規定による管理職手当でその額が77,100円であるものの支給を受けていたもの</p> <p>4 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>5 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第1号区分の項第5号及び第2号区分の項第5号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったものうち、令和2年4月以後の病院事業企業職員給与条例第5条第1項の規定による管理職手当でその額が77,100円であるものの支給を受けていたもの</p> <p>7 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| <p>第4号区分</p> | <p>1 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>4 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>5 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>6 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>7 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>8 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第3号区分の項第6号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| <p>第5号区分</p> | <p>1 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>3 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>4 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| <p>第6号区分</p> | <p>1 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>4 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>5 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業現業業務従事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>6 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>7 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの</p> <p>8 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>9 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>10 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>11 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの</p> <p>12 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| <p>第7号区分</p> | <p>1 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>2 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であつたもの</p> <p>3 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>4 平成18年4月以後令和2年3月以前の病院事業企業職員給与規程の病院事業現業業務従事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>5 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>6 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級又は4級であつたもの</p> <p>7 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>8 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>9 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業地域異動職員行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>10 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>11 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>12 令和2年4月以後の病院事業企業職員給与規程の病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>13 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事の定めるもの</p> |
| <p>第8号区分</p> | <p>第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条の2第5号及び第9条第2項の改正規定は、公布の日（次項において「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項の規定は、改正後の第7条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号**地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2号ウ中「労務管理監」を「室長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号**沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第171条の11—第171条の13」を「第171条の11・第171条の12」に、「第171条の14—第171条の17」を「第171条の13—第171条の16」に、「第171条の18・第171条の19」を「第171条の17・第171条の18」に改める。

第5条中「、その他」を「を管理する機関（部等、課並びに出納事務局及びこれに属する課を除く。）その他」に改める。

第13条の3第8号を次のように改める。

(8) その他特に命ぜられた事項に関する事。

第21条に次の1号を加える。

(10) 内部統制制度に関する事。

第29条第1項の表企画調整課の項中「調整・北部振興班 跡地利用推進班」を「調整・北部振興班」に改め、同表土地対策課の項中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に、「土地利用審査班」を「審査・地籍班 跡地利用推進班」に改め、同表統計課の項中「消費農林統計班 商工統計班」を「消費農林商工統計班」に改め、同条第2項中「企画調整課に跡地政策調整班を、土地対策課に開発指導班」を「県土・跡地利用対策課に開発指導班及び跡地政策調整班」に改める。

第30条中第14号から第18号までを削り、第19号を第14号とし、第20号を第15号とする。

第32条（見出しを含む。）中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の5号を加える。

(10) 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）に関する事（他課に属するものを除く。）。

(11) 駐留軍用地跡地の総合的企画及び調整に関する事。

(12) 駐留軍用地跡地利用計画に係る調整及び指導に関する事。

(13) 軍用地転用対策審議会に関する事。

(14) 県都那覇市の振興に関する協議会に関する事。

第33条第1項の表環境再生課の項中「緑化推進班 全国育樹祭推進室」を「緑化推進班」に改める。

第38条第6号を削る。

第48条の3中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 性暴力被害者支援センターに関する事。

第49条の表保健医療総務課の項中「総務班 医師確保対策班」を「総務企画班 予算統計班」に改め、同表医療政策課の項中「医療班」を「医療班 医師確保対策班」に改める。

第49条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(7) 衛生統計に関する事。

第49条の3第9号を次のように改める。

(9) 医師確保対策に関すること。

第67条の表アジア経済戦略課の項中「国際物流推進班 販路開拓班」を「販路開拓班 国際物流推進班」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|--------------|
| マーケティング戦略推進課 | マーケティング戦略推進班 |
|--------------|--------------|

第69条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第70条第4号中「県産品の」の次に「海外の」を加え、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条の次に次の1条を加える。

(マーケティング戦略推進課の事務)

第70条の2 マーケティング戦略推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) マーケティング戦略の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) マーケティング戦略に基づく支援に関すること。
- (3) 株式会社沖縄県物産公社に関すること。
- (4) 地域産業の振興に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 他部他課の所掌するマーケティング関連施策との連携に関すること。

第76条の見出し中「班」の次に「、室」を加え、同条中「掲げる班」の次に「、室」を加え、同条の表文化振興課の項中「文化企画班」を「文化企画班 国民文化祭準備班」に改め、同表交流推進課の項中「旅券センター」を「旅券センター 世界のウチナンチュ大会開催準備室」に改める。

第78条第4号中「、旅館及び観光土産品」を「及び旅館」に改める。

第80条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 第37回国民文化祭及び第22回全国障害者芸術・文化祭の開催準備に関すること。

第87条の表下水道課の項中「業務班」を「業務班 出納管理班」に改める。

第94条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第95条第5号中「下水道事業特別会計」を「流域下水道事業会計」に改める。

第116条の見出し中「名称」の次に「、内部組織」を加え、同条第2項中「の名称」の次に「、内部組織」を加え、同項の表を次のように改める。

| 名称 | 内部組織 | 位置 |
|----------|--------------|-----|
| 沖縄県東京事務所 | 国政情報課 首都圏営業課 | 東京都 |

第129条各号を次のように改める。

- (1) 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- (2) 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (3) 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- (4) 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- (6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。
- (7) 犬の捕獲及び抑留に関すること。
- (8) 野犬等の掃討及び苦情の処理に関すること。
- (9) 抑留犬の管理及び処分に関すること。
- (10) 狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
- (11) 傷病鳥獣に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、動物の取扱いに関すること。
- (13) 庶務に関すること。

第141条の表沖縄県中央児童相談所の項及び沖縄県コザ児童相談所の項中「保護班 相談班 自立支援班」を「相談班 初期対応班 自立支援班 保護班」に改める。

第159条第32号中「適正飼養の普及啓発」を「管理に関する広報その他の啓発活動」に改める。

第171条の12を削り、第171条の13を第171条の12とし、第3章第6節第1款の5中第171条の14を第171条の13とし、第171条の15から第171条の17までを1条ずつ繰り上げ、同節第1款の6中第171条の18を第171条の17とし、第171条の19を第171条の18とする。

第235条第1項の表に次のように加える。

| | |
|---------------|-----|
| 幸地インター建設現場事務所 | 浦添市 |
|---------------|-----|

第241条第1号の表沖縄県国土利用計画審議会の項及び沖縄県土地利用審査会の項中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に改め、同表沖縄県森林審議会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------|---|-----------|-------|
| 沖縄県公立大学法人評価委員会 | 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による公立大学法人の業績の評価その他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。 | 文化観光スポーツ部 | 文化振興課 |
|----------------|---|-----------|-------|

第241条第2号の表沖縄県軍用地転用対策審議会の項中「企画調整課」を「県土・跡地利用対策課」に改め、同表沖縄県土地開発審査会の項中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に改める。

第249条の表秘書防災統括監の項中「事務」の次に「並びに知事の特命事項に関する事務」を加え、同表企画振興統括監の項中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に改め、同表産業振興統括監の項中「アジア経済戦略課」の次に「マーケティング戦略推進課」を加え、同表跡地利用推進監の項中「企画部企画調整課」を「企画部県土・跡地利用対策課」に改め、同表観光施設推進監の項を削り、同表港湾開発監の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------|-----------|----------------|
| 出納管理監 | 土木建築部下水道課 | 出納管理班の事務を総括する。 |
|-------|-----------|----------------|

第249条の表全国育樹祭推進室長の項を削り、同表旅券センター室長の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------|----------------|-------------------------------|
| 世界のウチナーンチュ大会開催準備室長 | 文化観光スポーツ部交流推進課 | 世界のウチナーンチュ大会開催準備室に関する事務を総括する。 |
|--------------------|----------------|-------------------------------|

第249条の表医師の項中「保健医療部保健医療総務課」を「保健医療部医療政策課」に改める。

第250条の表中

| | | | |
|----|---------------|---|-------|
| 課長 | 宮古事務所及び八重山事務所 | 課の事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課の事務について所長を補佐する。 | を |
| 課長 | 宮古事務所及び八重山事務所 | 課の事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課の事務について所長を補佐する。 | に改める。 |
| | 東京事務所 | 課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 | |

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第129条各号及び第159条第32号の改正規定は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改

正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県土地開発審査会規則の一部改正)

- 3 沖縄県土地開発審査会規則(昭和48年沖縄県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画部土地対策課」を「企画部県土・跡地利用対策課」に改める。

(沖縄県軍用地転用対策審議会規則の一部改正)

- 4 沖縄県軍用地転用対策審議会規則(昭和53年沖縄県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画部企画調整課」を「企画部県土・跡地利用対策課」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)

- 5 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(平成12年沖縄県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第4条中「沖縄県企画部土地対策課」を「沖縄県企画部県土・跡地利用対策課」に改める。

(沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則の一部改正)

- 6 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則(平成23年沖縄県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「公の施設」の次に「を管理する機関」を加える。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和50年沖縄県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「沖縄県消防学校」の次に「、沖縄県東京事務所」を、「北部食肉衛生検査所」の次に「、森林資源研究センター」を加える。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第6号の2及び第6号の3を削り、第7号を次のように改める。

7 医療法第18条ただし書の規定に基づき、専属の薬剤師を置かないことを許可すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第10号の4から第12号までを削り、同欄第10号の3中「医療法施行規則」の次に「(昭和23年厚生省令第50号)」を加え、同号を同欄第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

12 医療法施行規則第9条の15の2の規定に基づき、入院患者の病状が急変した場合においても医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることを認めること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第24号中「第25条の5第2項」を「第29条第2項」に改め、同欄第25号中「第25条の7」を「第31条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄第26号中「第25条の8第1項」を「第32条第1項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄第27号中「第25条の8第3項」を「第32条第3項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄第31号から第33号までを削り、同欄第30号中「第2条第6項」の次に「から第8項まで」を加え、同号を同欄第33号の8とし、同欄第29号中「第27条第1項」を「第61条第1項」に、「第32条第3項」を「第66条第3項」に改め、同号を同欄第33号とし、同号の次に次の6号を加える。

33の2 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第34条第1項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、同項に規定する喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識を直ちに除去し、又は喫煙可能室の供用を停止することを勧告すること。

33の3 健康増進法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第34条第3項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

33の4 健康増進法の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、報告をさせ、又は職員に喫煙可能室設置施設に立ち入り、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

33の5 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法

第34条第1項の規定に基づき、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者に対し、同項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識を直ちに除去し、又は指定たばこ専用喫煙室の供用を停止することを勧告すること。

33の6 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第34条第3項の規定に基づき、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者に対し、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

33の7 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定に基づき、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、報告をさせ、又は職員に指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第28号中「第25条の9第1項」を「第38条第1項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号を同欄第32号とし、同欄第27号の次に次の4号を加える。

28 健康増進法第34条第1項の規定に基づき、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、同項に規定する喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は喫煙専用室の供用を停止することを勧告すること。

29 健康増進法第34条第3項の規定に基づき、喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、同条第1項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

30 健康増進法第36条第1項又は第2項の規定に基づき、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、同項に規定する喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は喫煙目的室の供用を停止することを勧告すること。

31 健康増進法第36条第4項の規定に基づき、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、同条第1項又は第2項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第37号の33の8中「結核」を「A類疾病及びB類疾病」に、「実施」を「行い、又は市町村長に行うよう指示」に改め、同欄第179号の2中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同号を同欄第179号の4とし、同欄第179号の次に次の2号を加える。

179の2 浄化槽法第11条の2第1項の規定に基づき、浄化槽の使用休止に係る届出を受理すること。

179の3 浄化槽法第11条の2第2項の規定に基づき、浄化槽の使用再開又は使用が再開されていることを知った旨に係る届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第181号の4の次に次の1号を加える。

181の5 浄化槽法第49条第1項の規定に基づき、浄化槽台帳を作成すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第183号の9を第183号の14とし、第183号の6から第183号の8までを5号ずつ繰り下げ、第183号の5の2を第183号の10とし、第183号の5を第183号の9とし、第183号の4の2を第183号の8とし、第183号の4を第183号の7とし、第183号の3を第183号の6とし、第183号の2を第183号の5とし、第183号の次に次の3号を加える。

183の2 浄化槽法附則第11条第1項の規定に基づき、特定既存単独処理浄化槽に関する除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

183の3 浄化槽法附則第11条第2項の規定に基づき、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

183の4 浄化槽法附則第11条第3項の規定に基づき、勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第186号中「184の19」を「186」に改め、同号を同欄第188号とし、同欄第185号中「184の19」を「186」に改め、同号を同欄第187号とし、同欄第184号の19の次に次の2号を加える。

185 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づき、食品に係る輸出証明書（所管区域内（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設を除く。次号において同じ。）において製造され、又は加工された食品に係る輸出証明書に限る。）を発行すること。

186 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定に基づき、所管区域内において輸出証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第2食肉衛生検査所長の項委任事項の欄に次の2号を加える。

24 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づき、食品に係る輸出証明書

(と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る輸出証明書に限る。)を発行すること。

25 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定に基づき、と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る輸出証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、第29号の2を第29号とし、第29号の3を第29号の2とし、第29号の4を第29号の3とし、同欄第31号の4中「第30条第1項」を「第33条第1項」に改め、同項専決事項の欄第7号の2から第7号の4までの規定中「第43条第2項」を「第41条第2項」に改め、同欄第7号の6中「第43条第3項」を「第41条第3項」に改め、同欄第37号中「第66条第1項」を「第57条第1項」に改め、同欄中第61号を第68号とし、第41号から第60号までを7号ずつ繰り下げ、第40号の次に次の7号を加える。

41 漁港漁場整備法第39条の2第1項の規定に基づき、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物等の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずること。

42 漁港漁場整備法第39条の2第2項の規定に基づき、漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずること。

43 漁港漁場整備法第39条の2第4項の規定に基づき、必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。

44 漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定に基づき、除却し、又は除却させた工作物等を保管すること。

45 漁港漁場整備法第39条の2第6項の規定に基づき、漁港漁場整備法施行令第21条各号に掲げる事項を公示すること。

46 漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づき、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。

47 漁港漁場整備法第39条の2第8項の規定に基づき、保管した工作物等を廃棄すること。

別表第2農林土木事務所長の項委任事項の欄中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、第29号の2を第29号とし、第29号の3を第29号の2とし、第29号の4を第29号の3とし、同項専決事項の欄に次の7号を加える。

8 漁港漁場整備法第39条の2第1項の規定に基づき、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、工作物等の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずること。

9 漁港漁場整備法第39条の2第2項の規定に基づき、漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずること。

10 漁港漁場整備法第39条の2第4項の規定に基づき、必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせること。

11 漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定に基づき、除却し、又は除却させた工作物等を保管すること。

12 漁港漁場整備法第39条の2第6項の規定に基づき、漁港漁場整備法施行令第21条各号に掲げる事項を公示すること。

13 漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づき、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。

14 漁港漁場整備法第39条の2第8項の規定に基づき、保管した工作物等を廃棄すること。

別表第2土木事務所長(委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。)の項委任事項の欄第77号の11中「第18条第3項」を「第18条第6項」に改め、同欄中第119号の2の6を第119号の2の7とし、第119号の2の2から第119号の2の5までを1号ずつ繰り下げ、第119号の2を第119号の2の2とし、第119号の次に次の1号を加える。

119の2 建築基準法第9条の4の規定に基づき、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物等について、必要な指導及び助言をすること。

別表第2土木事務所長(委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限

る。)の項委任事項の欄第119号の3中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に改め、同欄第119号の4中「第18条第23項」を「第18条第25項」に改め、同欄第119号の9中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改め、同欄第128号の10の12の次に次の1号を加える。

128の10の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づき、軽微な変更に該当していることを証する書面の交付をすること（土木建築部建築指導課建築主事の所管する建築確認対象建築物以外の建築物及び工作物に係るものに限る。）。

別表第2土木事務所長（委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。）の項委任事項の欄第134号中「第148号」を「第152号」に改め、同項専決事項の欄第13号中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同欄第14号中「第12条第4項から第9項まで」を「第12条第5項から第10項まで」に改め、同表都市モノレール建設事務所長の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第31号の4の改正規定及び同項専決事項の欄第37号の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の2中「、事務局長」の次に「、副所長（東京事務所の副所長に限る。）」を加え、同項の3中「、観光施設推進監」を削り、「港湾開発監」の次に「、出納管理監」を加え、「、全国育樹祭推進室長」を削り、「戦略推進室長」の次に「、世界のウチナーンチュ大会開催準備室長」を加え、「、下水道事務所及び都市モノレール建設事務所」を「及び下水道事務所」に改め、「八重山事務所」の次に「、東京事務所」を加え、同項の4中「副所長」の次に「（自治研修所、動物愛護管理センター、計量検定所、北部食肉衛生検査所、森林資源研究センター、家畜改良センター、南部林業事務所、栽培漁業センター、工芸振興センター及び下地島空港管理事務所の副所長に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「、賃金については賃金職員の雇用に係る書類をもって」を削る。

第59条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第60条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第70条第1項中「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する臨時的任用に係る職員及びこれに準ずる者に支給する賃金」を削り、「本項」を「この項」に改める。

第77条の5中「及び第13号から第14号まで」を「、第13号及び第14号」に、「第60条第16号」を「第60条第14号」に改める。

第101条第2項に次の1号を加える。

(13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

第109条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第186条第4項中「年5.0パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

第200条中「の各号」を削り、同条第5号中「、報償費（物品購入に係る経費を除く。）及び賃金」を「及び報償費（物品購入に係る経費を除く。）」に改める。

第239条第4項及び第240条中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に改める。

別表第2中 「東京事務所 副参事」を

「東京事務所 国政情報課の主幹」に、

「森林資源研究センター 企画管理班の班長」を

「森林資源研究センター 副所長」に、

「栽培漁業センター 副所長
下水道事務所 庶務班の班長」を

「栽培漁業センター 副所長」に、

「都市モノレール建設事務所 県税班の班長
業務係の係長」を

「 県税班の班長」に改める。

別表第4中 「住宅課の金銭分任出納員 県営住宅の使用料の収納、入居敷金の受入れ及び収納した現金の保管に関すること。」を

「住宅課の金銭分任出納員 県営住宅の使用料の収納、入居敷金の受入れ及び収納した現金の保管に関すること。
環境整備課の金銭分任出納員 代執行に要した費用の全部又は一部に相当する徴収金の収納及び収納した現金の保管に関すること。」に改める。

別表第5中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項を7の項とし、同表9の項区分の欄中「需要費」を「需用費」に改め、同項を同表8の項とし、同表10の項を同表9の項とし、同表11の項区分の欄中「需要費」を「需用費」に改め、同項を同表10の項とし、同表中12の項を11の項とし、13の項から25の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第8中賃金の項を削る。

別表第8の2中 「11 その他雑部金
その他雑部金
その他雑部金
その他雑部金」を

| | |
|----|--------------------------------------|
| 11 | 代位受領現金 代位受領現金 代位受領現金 代位受領現金 |
| 12 | その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金 |

に改める。

様式第2号備考2中「需要費」を「需用費」に改める。

様式第53号(その1)中「の引渡後1年間は、その隠れたかしについて無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければ」を「が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければ」に、「かしの補修又は取替え」を「前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し」に、「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

様式第53号(その2)中

「**第5条** 乙が、かしの補修又は取替えに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生すること があっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。」

「**第5条** 乙は、引き渡された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物品の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。」

第6条 乙が、前条の物品の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる に、義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。」

「**第6条**」を「**第7条**」に、「**第7条**」を「**第8条**」に、「**第8条**」を「**第9条**」に、「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に、「**第9条**」を「**第10条**」に、「**第10条**」を「**第11条**」に、「**第11条**」を「**第12条**」に、「**第12条**」を「**第13条**」に、「**第13条**」を「**第14条**」に、「**第14条**」を「**第15条**」に改める。

様式第54号(その1)中「財務規則(昭和47年沖縄県規則第 号)」を「沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)」に、「の引渡後1年間は、その隠れたかしについて無償で補修し、又はこれを取り替える」を「が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し」に改める。

様式第54号(その2)中「財務規則(昭和47年沖縄県規則第 号)」を「沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県特殊病害虫防除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄県特殊病害虫防除条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県特殊病害虫防除条例施行規則(昭和56年沖縄県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1アリモドキゾウムシの発生地域の項中「沖縄県全域」の次に「(久米島、奥武島(沖縄県島尻郡久米島町)及びオーハ島を除く。)」を加える。

別表第2中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第3中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

第2号様式(注)及び第4号様式(注)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第5号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

第6号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同様式（注）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

第8号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式（注）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第9号様式から第12号様式までの規定中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

第13号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第199号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかを解除し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

下水道事務所

沖縄県都市モノレール建設事務所

沖縄県告示第200号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年」を「 年」に改める。

第3号様式中「平成 年 月」を「 年 月」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

第4号様式中「平成 年 月」を「 年 月」に、「平成 年度」を「 年度」に、「沖縄県指令第 号」を「沖縄県指令土 号」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県告示第201号

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）の一部を次のように改正する。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第11条関係）

土木企画統括監

土木整備統括監

建築都市統括監

土木総務課長
 技術・建設業課長
 建設業指導契約監
 用地課長
 道路街路課長
 道路管理課長
 河川課長
 海岸防災課長
 港湾課長
 空港課長
 都市計画・モノレール課長
 都市公園課長
 下水道課長
 建築指導課長
 住宅課長
 施設建築課長
 沖縄県北部土木事務所長
 沖縄県中部土木事務所長
 沖縄県南部土木事務所長
 沖縄県宮古土木事務所長
 沖縄県八重山土木事務所長
 沖縄県下地島空港管理事務所長
 沖縄県下水道事務所長

別表第2（第15条関係）

発注の標準となる請負工事金額

| 等級 | 業種別 | 土木一式工事及び建築一式工事 | 電気工事、管工事その他 | 舗装工事 |
|-----|-----|----------------|----------------|----------|
| | 金額 | 請負工事金額 | 請負工事金額 | 請負工事金額 |
| 特A級 | | 1億5千万円以上 | | |
| A級 | | 5千万円以上1億5千万円未満 | 1千5百万円以上 | 1千5百万円以上 |
| B級 | | 2千5百万円以上5千万円未満 | 6百万円以上1千5百万円未満 | 1千5百万円未満 |
| C級 | | 1千万円以上2千5百万円未満 | 6百万円未満 | |
| D級 | | 1千万円未満 | | |

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中

| | | |
|--|---------------|----|
| | 辺野古新基地建設問題対策課 | 知辺 |
|--|---------------|----|

 を

「

| | | |
|--|---------------|----|
| | 辺野古新基地建設問題対策課 | 知辺 |
| | 特 命 推 進 課 | 知特 |

 に、

「

| |
|-----------|
| 土 地 対 策 課 |
|-----------|

 を 「

| |
|------------|
| 県土・跡地利用対策課 |
|------------|

 に、

「

| | |
|-----------------|----|
| ア ジ ア 経 済 戦 略 課 | 商ア |
|-----------------|----|

 を

「

| | |
|-----------------|----|
| ア ジ ア 経 済 戦 略 課 | 商ア |
| マーケティング戦略推進課 | 商マ |

 に改める。

別表第2中

| | |
|--------------|-----|
| 下 水 道 事 務 所 | 下事 |
| 都市モノレール建設事務所 | 都モ建 |

 を

「

| | |
|-------------|----|
| 下 水 道 事 務 所 | 下事 |
|-------------|----|

 に改める。

第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第55条関係）

発送依頼票

年 月 日

| 受付 | | 部名 _____ | |
|--------------|--------------|-----------|----|
| | | 課名 _____ | |
| | | 依頼者 _____ | |
| 発送物の種類等 | | 個数 | 備考 |
| 個別 発 送 | 定形郵便物 | 個 | |
| | 定形外郵便物 | 規格内 | 個 |
| | | 規格外 | 個 |
| | 冊子（電子媒体を含む。） | 個 | |
| | 荷物（冊子を除く。） | 個 | |
| 合計 | | 個 | |
| 合封発送 | 件数 | 件 | |
| | 重量 | グラム | |

- (注) 1 「定形郵便物」とは、長さが14センチメートルから23.5センチメートルまで、幅が9センチメートルから12センチメートルまで及び厚さが1センチメートル以内のもので、かつ、重量が50グラム以内のものをいう。
- 2 「定形外郵便物」とは、定形郵便物以外の郵便法（昭和22年法律第165号）第20条第1項に規定する第一種郵便物をいう。
- 3 「規格内」とは、定形外郵便物のうち、長さが34センチメートル以内、幅が25センチメートル

以内及び厚さが3センチメートル以内で、かつ、重量が1キログラム以内のものをいう。

- 4 「規格外」とは、定形外郵便物のうち、規格内のもの以外のものであって、長さが60センチメートル以内並びに長さ、幅及び厚さの合計が90センチメートル以内で、かつ、重量が4キログラム以内のものをいう。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 辺野古新基地建設問題対策課」を「第5節 辺野古新基地建設問題対策課
第6節 特命推進課」に、

節 企画調整課

型企企1 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定事業の見通し
を「第1節 企画調整課」

に、「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に、「定型企土6 位置境界明確化調査による地図及び簿
冊の閲覧」を「定型企土6 位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧」

冊の閲覧」を「定型企土7 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措
置法に基づく特定事業の見通し」

に、「第2節 アジア経済戦略課」を「第2節 アジア経済戦略課
第3節 マーケティング戦略推進課」に、「第3節 ものづくり振

興課」を「第4節 ものづくり振興課」に、「第4節 中小企業支援課」を「第5節 中小企業支援課」
に、「第5節 企業立地推進課」を「第6節 企業立地推進課」に、「第6節 情報産業振興課」を「第7

節 情報産業振興課」に、「第7節 雇用政策課」を「第8節 雇用政策課」に、「第8節 労働政策課」
を「第9節 労働政策課」に改める。

第2章に次の1節を加える。

第6節 特命推進課

定型企企1を削る。

「第3節 土地対策課」を「第3節 県土・跡地利用対策課」に改める。

第4章第3節に次の1定型を加える。

定型企土7 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定
事業の見通し

行為の根拠 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第13条第1
項（第18条の3第1項において準用する同法第13条第1項）

告示の根拠 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第13条第4
項（第18条の3第1項において準用する同法第13条第4項）

沖縄県告示第 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13条第1項（第18条の3第1項において準用する同法第13条第1項）の規定により、次のとおり特定事業の見通しを定めた。

令和__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 特定駐留軍用地（特定駐留軍用地跡地）の名称

- 2 特定事業の種類
- 3 特定事業の用に供する土地の面積

定型農畜14告示文中「昭和47年沖縄県規則第80号」を「平成12年沖縄県規則第31号」に改める。
 第8章中第8節を第9節とし、第3節から第7節までを1節ずつ繰り下げ、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 マーケティング戦略推進課

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局
 労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「人事課長」の次に「（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。））にあつては、組織規則第98条の4に規定する主管課の長（第42条において「主管課長」という。）、出納事務局会計課長又は労働委員会事務局調整審査課長）」を加える。

第7条中「、職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、「（一般職非常勤職員（沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）第2条に規定する一般職非常勤職員をいう。））にあつては、部長等）に提出し、その承認を受け」を「に提出し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が営利企業へ従事等しようとするときは、営利企業への従事等届出書（第5号様式の2）2通に関係書類を添え、所属長を経て部長等に届け出なければならない。

第10条の見出し中「有給休暇」を「休暇」に改め、同条第1項中「有給休暇を」を「休暇（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第8条に規定する休暇をいう。以下同じ。）を」に、「有給休暇簿」を「休暇簿」に改め、同条第2項中「有給休暇簿」を「休暇簿」に改め、同条第3項及び第4項中「有給休暇」を「休暇」に改める。

第11条第1項中「有給休暇等」を「休暇、第6条の職務に専念する義務の免除、第6条の2の育児休業、第6条の8の育児部分休業、第6条の9の修学部分休業、第6条の10の自己啓発等休業若しくは第6条の12の配偶者同行休業」に改める。

第12条第1項中「有給休暇簿」を「休暇簿」に改める。

第40条中「第10条に規定する有給休暇」を「休暇」に改める。

第42条第1項中「組織規則第98条の4に規定する主管課の長（次項において「主管課長」という。）」を「主管課長」に改める。

別表中「こども福祉統括監」を「子ども福祉統括監」に改める。

第1号様式中「総務部人事課長 殿」を「 殿」に改める。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第7条関係）

| | | |
|-------|----------------|---------|
| | 営利企業への従事等届出書 | |
| 沖縄県知事 | 年 月 日 | |
| | 殿 | |
| | 所属 職 氏 名 | ④ |
| | | (所属長認印) |

沖縄県職員服務規程第7条第2項の規定に基づき、次のとおり営利企業への従事等について届け出ます。

| | | | | |
|-------------------------|-------|--|------------|--|
| 就こうとする業務の属する団体 | 勤務地 | | 所在地 | |
| | 事業の内容 | | 事業形態の種別 | |
| 就こうとする業務 | 職名 | | 職務内容と責任の程度 | |
| | 勤務の態様 | | | |
| | 勤務時間 | | | |
| | 収入額 | | | |
| | 兼業の期間 | | | |
| 兼業が現職の職務遂行に与える影響その他参考事項 | | | | |

注1 記載に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 「事業の内容」の欄は、事業内容を具体的に記載すること。
 - (2) 「事業形態の種別」の欄は、営利形態の種別及び個人又は法人の別（法人にあっては、株式会社、合名会社等の別）を記載すること。
 - (3) 「勤務の態様」の欄は、常勤、非常勤の別を、臨時の場合は、その旨を記載すること。
 - (4) 「勤務時間」の欄は、1日当たりの勤務時間、1週間当たりの延べ勤務時間又は1週間当たり若しくは1月当たりの総勤務日数を記載すること。なお、正規の勤務時間をさく場合には、その旨を特に詳細に記載すること。
 - (5) 「収入額」の欄は、月収総額及び給与等の支給方法（1時間当たりの額、1日当たりの額等）を記載すること。収入がない場合には、その旨を記載すること。
- 2 届出事項に変更が生じた場合は、新たに届出を行うこと。

第8号様式（表）中「有給休暇簿」を「休暇簿（職員）」に、

「
年次有給休暇日数
」
を
「
年次休暇日数
」

号様式（その1）とし、その次に次の1様式を加える。

第8号様式（その2）（第10条、第12条、第13条関係）（表）

休暇簿（会計年度任用職員）

| 職 | 氏名 | | 年次休暇日数 | 区 分 | | 労基法39条による日数 | | 左記以外 の日数 | 計 | 前年 出勤状況 | 要出勤日数 | 日 |
|------------|------------|---------------|-------------|-----------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
| | 職員番号 | 採用 年月日 | | 前年分 | 本年分 | 繰越分 | 当年分 | | | | | |
| | | | | 消費可能日数 | | | | | | 同上8割 | | 日 |
| | | | | 消費日数 | | | | | | | 出勤日数 | 日 |
| | | | | 未消費日数 | | | | | | | | |
| | | | | 消費可能日数 | | | | | | | | |
| 所属長 承認印 | 直接監 督者印 | 休暇を受ける期間 | | 休暇の 種類 | 休暇を受ける具体 的理由 | 印 | 休暇累計期間 | | | 証明書照 合済印 | 出勤簿照 合済印 | |
| | | 月 日から (限り) | 日 時間 (分) | | | | 年次休暇 | 無給休暇 | その他 | | | |
| | | 月 日から (限り) | | | | | 日 時間 (分) | 日 時間 (分) | 日 時間 (分) | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 月 日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(裏及び継続用紙)

| 所属長承認印 | 直接監督者印 | 休暇を受ける期間 | | | 休暇の種類 | 休暇を受ける具体的理由 | 印 | 休暇累計期間 | | | | | | 証明書照合済印 | 出勤簿照合済印 |
|--------|--------|------------------------|---|-----------|-------|-------------|---|--------|-----------|------|-----------|-----|-----------|---------|---------|
| | | | | | | | | 年次休暇 | | 無給休暇 | | その他 | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | 日 | 時間 (分) | | | | 日 | 時間 (分) | 日 | 時間 (分) | 日 | 時間 (分) | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | |
| | | 月 日から (限り) 月 日まで | | | | | | | | | | | | | |

第20号様式中

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 区 分 | 知 事 | 部 長 | 統括監 | 課 長 | 班 長 | 係 |
| 承認する | | | | | | |
| 承認しない | | | | | | |
| ※備 考 | | | | | | |

を

| | | | | | |
|-------|-------|------|--------|--------|--------|
| 区 分 | 部長等 | 統括監 | 主管課等課長 | 主管課等班長 | 主管課等担当 |
| 承認する | | | | | |
| 承認しない | | | | | |
| 区 分 | 所属課長等 | 所属班長 | 所属担当 | に改める。 | |
| 承認する | | | | | |
| 承認しない | | | | | |
| ※備 考 | | | | | |

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第17号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第8条第3項第1号中「昭和49年沖縄県規則第18号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第20条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

別表第1中 「 班長又は主幹 」 を 「 班長等 」 に、

| | | | | | |
|---|-----------------------|-----|----|------|-----|
| 「 | 所長（統括監級相当職） | 部長等 | — | 総務部長 | 」を |
| 「 | 東京事務所副所長 | 所長 | — | 総務部長 | 」に、 |
| 「 | 所長（統括監級相当職） | 部長等 | — | | |
| 「 | 東京事務所副参事 企業誘致対策監 | 所長 | — | | 」を |
| 「 | 東京事務所課長 同所副参事 企業誘致対策監 | 副所長 | 所長 | | 」に改 |

め、同表注3中「沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同表注4中「、観光施設推進監」を削り、「港湾開発監」の次に「、出納管理監」を加え、同表注に次のように加える。

注9 班長等とは、規則第249条又は第250条に規定する課長補佐、班長、職員健康管理センター室長、主幹、船長、副校長、課長（芸術大学及び看護大学に限る。）、副所長（東京事務所を除く。）、副場長、研究主幹、保健主幹、浄化センター長及び支所長をいう。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年度」を「 年度」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成 年度人事評価結果通知書」を「 年度人事評価結果通知書」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に改める。

第4号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

第5号様式及び第6号様式中 「平成 年4月1日から平成 年3月31日まで」を

「 年4月1日から 年3月31日まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第18号

知 事 部 局

特命推進課設置規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特命推進課設置規程

(設置)

第1条 首里城の復旧及び復興に関する事務その他の知事の特命事項に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、知事公室に特命推進課（以下「課」という。）を置く。

2 課に特命推進班を置く。

(所掌事務)

第2条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 首里城の復旧及び復興に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 首里城の復旧及び復興に係る関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 首里城の復旧及び復興に係る寄附金の使途に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、首里城の復旧及び復興に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) その他知事の特命事項の調整及び処理に関すること。

(職制及び職務)

第3条 課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第4条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

2 班長は、沖縄県事務決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

3 課長が専決することができる事項のうち、沖縄県事務決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第19号

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第20号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第2項中第39号を第40号とし、第13号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 所属の会計年度任用職員（地公法第22条第1項第1号に掲げる職員をいう。別表第3総務部の表人事課の項において同じ。）の基本報酬額（会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号）第2条第1項に規定する基本報酬額をいう。）の算定に関する事務を行うこと。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（流域下水道事業で処理する事務の特例）

第22条 流域下水道事業において処理する財務に関する事務についての決裁の区分及び手続については、別に定めるところによる。

別表第2中 「 港湾開発監 」 を

「 港湾開発監
出納管理監 」 に改める。

別表第2の2中 「 企画誘致対策監
観光施設推進監 」 を

「 企画誘致対策監 」 に改める。

別表第2の3中 「 世界自然遺産推進室長
全国育樹祭推進室長 」 を

「 世界自然遺産推進室長 」 に、

「 旅券センター室長 」 を

「 旅券センター室長
世界のウチナーンチュ大会開催準備室長 」 に改める。

別表第3総務部の表人事課の項統括監専決事項の欄第3号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表行政管理課の項知事決裁事項の欄中第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、第1号及び第2号として次の2号を加える。

1 自治法第150条第1項の規定に基づき、財務に関する事務等に係る方針を定め、又は変更すること。

2 自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項の報告書を監査委員の審査に付すること。

別表第3総務部の表財政課の項部長等専決事項の欄第2号中「第199条第12項」を「第199条第14項」に改め、同欄中第12号を第13号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 自治法第199条第15項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知をすること。

別表第3企画部の表土地対策課の項課名の欄中「土地対策課」を「県土・跡地利用対策課」に改める。

別表第3環境部の表自然保護課の項部長等専決事項の欄に次の9号を加える。

21 沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「希少種条例」という。）第7条の規定に基づき、希少野生動植物保護基本方針を定め、又は変更すること。

22 希少種条例第8条の規定に基づき、指定希少野生動植物種を指定し、又は解除すること。

- 23 希少種条例第17条の規定に基づき、生息地等保護区を指定し、変更し、又は解除すること。
- 24 希少種条例第18条の規定に基づき、管理地区を指定し、変更し、又は解除すること。
- 25 希少種条例第19条の規定に基づき、立入制限地区を指定し、変更し、又は解除すること。
- 26 希少種条例第24条第3項の規定に基づき、損失の補償をすべき金額を決定し、及びその請求をした者に通知すること。
- 27 希少種条例第25条の規定に基づき、保護増殖事業計画を定め、又は変更すること。
- 28 希少種条例第29条の規定に基づき、指定外来種を指定し、又は解除すること。
- 29 希少種条例第38条第3項の規定に基づき、損失の補償をすべき金額を決定し、及びその請求をした者に通知すること。

別表第3環境部の表環境再生課の項部長等専決事項の欄第1号中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改める。

別表第3農林水産部の表水産課の項部長等専決事項の欄第1号中「第65条第7項」を「第119条第7項」に、「制定」を「制定又は改廃」に改め、同項統括監専決事項の欄第3号中「第10条」を「第73条第1項」に、「漁業権を免許」を「漁業の免許を」に改め、同欄第5号を削り、同欄第4号中「第39条第1項又は第2項」を「第92条第2項」に改め、「変更し、」を削り、同号を同欄第5号とし、同欄第3号の次に次の1号を加える。

- 4 漁業法第92条第1項の規定に基づき、漁業の免許を受けた者が、適格性を有する者でなくなったときに、その漁業権を取り消すこと。

別表第3農林水産部の表水産課の項統括監専決事項の欄第6号を次のように改める。

- 6 漁業法第93条第1項の規定に基づき、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずること。

別表第3農林水産部の表水産課の項統括監専決事項の欄第7号中「第67条第4項」を「第120条第4項」に改め、「指示」の次に「の全部又は一部」を加え、同欄第8号中「第67条第11項」を「第120条第11項」に改め、同欄中第20号を第23号とし、第12号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、同欄第11号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同欄第14号とし、同欄第10号中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同欄第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 13 水産資源保護法第19条第1項の規定に基づき、保護水面の区域を変更し、又はその指定を解除すること。

別表第3農林水産部の表水産課の項統括監専決事項の欄中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- 9 漁業法第177条第14項において準用する同条第3項の規定に基づき、処分を受けた者等に補償すべき金額を決定すること。
- 10 漁業法第177条第14項において準用する同条第6項の規定に基づき、処分によって利益を受ける者に補償すべき金額の全部又は一部を負担させること。

別表第3土木建築部の表河川課の項部長等専決事項の欄に次の3号を加える。

- 9 水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定に基づき、河川を指定し、及び洪水特別警戒水位を定めること。
- 10 水防法第14条第1項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定すること。
- 11 水防法第14条第4項の規定に基づき、洪水浸水想定区域の指定の変更をすること。

別表第3土木建築部の表海岸防災課の項部長等専決事項の欄第1号中「（昭和24年法律第193号）」を削り、同項統括監専決事項の欄第1号中「第22条」を「第29条」に、「居住者」を「居住者等」に改め、同欄第2号中「第23条」を「第30条」に、「緊急措置を指示」を「緊急を要するときの指示を」に改める。

別表第4知事決裁事項の欄第6号中「第242条第7項」を「第242条第9項」に改め、同表部長等専決事項の欄第4号中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3農林水産部の表水産課の項の改正規定 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日
- (2) 別表第3環境部の表自然保護課の項部長等専決事項の欄に9号を加える改正規定（第23号から第27号

まで及び第29号に係る部分に限る。) 令和2年11月1日

沖縄県訓令第21号

知 事 部 局

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程を廃止する訓令

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程（平成26年沖縄県訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

知 事 部 局

M I C E推進課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

M I C E推進課設置規程の一部を改正する訓令

M I C E推進課設置規程（平成28年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 課にM I C Eリゾート班及び施設整備班を置く。

第4条第2項を次のように改める。

2 班長は、決裁規程第9条第1項の規定の例により専決することができる。

第4条に次の1項を加える。

3 課長が専決することができる事項のうち、決裁規程第13条第1項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長が代理決裁をすることができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県企業局訓令第1号

庁 内 一 般

教 育 庁

企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人

沖 縄 県 企 業 局 長 金 城 武

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「企画調整統括監」を「企画振興統括監」に改め、同条第7項中「企画部企画調整課長」を「企画部県土・跡地利用対策課長」に改める。

第7条第4項中「企画部企画調整課跡地利用推進監」を「企画部県土・跡地利用対策課跡地利用推進監」に改める。

第9条中「企画部企画調整課」を「企画部県土・跡地利用対策課」に改める。

別表第2中「企画部土地対策課長」を「企画部県土・跡地利用対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第24号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 企 業 局 長 金 城 武
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 我 那 覇 仁
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 平 敷 昭 人

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「企画部土地対策課長」を「企画部県土・跡地利用対策課長」に改める。

第8条第3項及び第9条中「企画部土地対策課」を「企画部県土・跡地利用対策課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第25号

沖縄県立若夏学院

沖縄県立若夏学院技術指導講師設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立若夏学院技術指導講師設置規程を廃止する訓令

沖縄県立若夏学院技術指導講師設置規程（昭和54年沖縄県訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第26号

子ども生活福祉部

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程を廃止する訓令

沖縄県女性相談所嘱託法律専門家設置規程（平成19年沖縄県訓令第21号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第27号

子ども生活福祉部

消費生活専門相談員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

消費生活専門相談員設置規程を廃止する訓令

消費生活専門相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第40号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第28号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 平 敷 昭 人

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「商工労働部ものづくり振興課長」を「商工労働部マーケティング戦略推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第29号

知 事 部 局

特殊病害虫防除員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特殊病害虫防除員服務規程を廃止する訓令

特殊病害虫防除員服務規程（昭和56年沖縄県訓令第36号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第30号

知 事 部 局

病害虫防除員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病害虫防除員服務規程を廃止する訓令

病害虫防除員服務規程（昭和59年沖縄県訓令第27号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第31号

商 工 労 働 部

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程を廃止する訓令

沖縄県伝統工芸製品検査員服務規程（昭和60年沖縄県訓令第5号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第32号

知 事 部 局

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程を廃止する訓令

沖縄県国際会議等誘致専門員設置規程（平成12年沖縄県訓令第43号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第33号

文化観光スポーツ部

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立芸術大学嘱託員設置規程（昭和61年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県立芸術大学学校医設置規程

第1条中「及びカウンセリング等」を削り、「学校医及びスクールカウンセラー（以下「嘱託員」という。）」を「沖縄県立芸術大学学校医（以下「学校医」という。）」に改める。

第2条中「嘱託員」を「学校医」に改める。

第3条中「嘱託員」を「学校医」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務」を「学生の健康管理に関する計画に助言し、及び学生の健康について必要な指導助言」に改め、各号を削る。

第4条第1項中「嘱託員」を「学校医」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者」を「医師」に改め、各号を削り、同条第2項中「嘱託員」を「学校医」に改める。

第5条中「嘱託員」を「学校医」に改める。

第6条第1項中「嘱託員」を「学校医」に改め、同条第2項中「1年につき12日」を「、1年につき12日」に改め、「、スクールカウンセラーの勤務日数は1年につき72日以内」を削り、同条第3項中「嘱託員」を「学校医」に改める。

第7条から第9条までの規定中「嘱託員」を「学校医」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第34号

文化観光スポーツ部

国際交流員の勤務条件の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

国際交流員の勤務条件の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、国際交流員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であつて、通訳及び翻訳の事務を含む国際交流関係事務並びに異文化理解の促進のための交流活動等に関する補助的又は定型的な業務に従事する者をいう。以下同じ。）の勤務時間その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第2条 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり35時間とする。

2 国際交流員の勤務すべき日は、文化観光スポーツ部交流推進課長（以下「所属長」という。）が定める。

(休憩時間)

第3条 国際交流員の休憩時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第4条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(育児又は介護を行う国際交流員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第4条 育児又は介護を行う国際交流員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(年次休暇)

第5条 国際交流員に対しては、1年について20日の年次休暇を与えるものとする。

2 前項に規定する1年は、任用された日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）とする。

3 年次休暇は、国際交流員の請求する時期に与えるものとする。ただし、所属長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。

4 第1項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、その年に受けなかった日数がある場合は、付与された日から起算して2年を経過するまでの間は繰り越すことができる。

5 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、国際交流員から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。

(年次休暇以外の有給休暇)

第6条 所属長は、国際交流員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害により国際交流員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
- (5) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間
- (6) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であつて、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (7) 国際交流員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (8) 国際交流員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (9) 6月以上の任用の期間が定められている国際交流員又は6月以上継続勤務している国際交流員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間

- (10) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (11) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 特定期間において20日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (12) 国際交流員が在留資格の手續等の必要があるが、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(無給休暇)

第7条 所属長は、国際交流員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性の国際交流員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (2) 女性の国際交流員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の国際交流員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により国際交流員が当該国際交流員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該国際交流員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である国際交流員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する国際交流員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- (5) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護状態にある対象家族」という。）の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手續の代行その他の必要な世話をを行う国際交流員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
 - ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
 - イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
 - エ 子の配偶者及び配偶者の子
- (6) 次のいずれにも該当する国際交流員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、国際交流員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所属長が指定する期間（以下この号及び次号において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間（以下「介護休暇」という。）
 - ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている国際交流員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
 - イ 知事が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
 - ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び知事が任命する職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
- (7) 次のいずれにも該当する国際交流員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間（当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除

く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該国際交流員について、1日につき所属長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間(以下「介護時間」という。)

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている国際交流員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

ウ 知事が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

(8) 女性の国際交流員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

(10) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の国際交流員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内(離島の勤務公署に勤務する女性の国際交流員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間

(11) 女性の国際交流員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(12) 妊娠中の女性の国際交流員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

2 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休暇 1日又は1時間(1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内の時間)

(2) 介護時間 30分(1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあつては、当該減じた時間)の範囲内(沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内)の時間)

(雑則)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者が引き続き会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県訓令第8号。以下「勤務条件等訓令」という。)により国際交流員として任用される場合は、この訓令の施行の日前に任用されていた職(以下「従前の職」という。)に採用された日を勤務条件等訓令により任用された日とみなして、第5条の規定を適用するものとする。

3 前項の規定の適用を受ける国際交流員が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、第5条の規定により与えられた年次休暇とみなし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算し

て2年を経過する日まで受けることができるものとする。

- 4 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者が勤務条件等訓令により国際交流員として任用される場合は、従前の職に採用された日から勤務条件等訓令により任用されたものとみなして、第7条第1項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

別表（第6条関係）

| 死亡した者 | 日数 |
|--|---|
| 配偶者又は父母 | 7日 |
| 子 | 5日 |
| 祖父母 | 3日（国際交流員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日） |
| 孫 | 1日 |
| 兄弟姉妹 | 3日 |
| おじ又はおば | 1日（国際交流員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母 | 3日（国際交流員と生計を一にしていた場合にあつては、7日） |
| 子の配偶者又は配偶者の子 | 1日（国際交流員と生計を一にしていた場合にあつては、5日） |
| 祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹 | 1日（国際交流員と生計を一にしていた場合にあつては、3日） |
| おじ又はおばの配偶者 | 1日 |

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

沖縄県訓令第35号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第13号中「部長等」を「第13号中「政策調整監等」に改める。

第5条第3項中「第6条の2第17号」を「第6条の2第16号」に改め、同条第4項中「、第6条の2第16号」を削り、「事務決裁規程第8条第3項第1号」を「同項第1号」に改める。

第6条第2項第1号中キを削り、クをキとし、同号ケ中「（外国旅行に係るものを除く。）」を削り、同号ケを同号クとし、その次に次のように加える。

ケ 交際費

第6条第2項第1号セ中「100万円」を「500万円」に改め、同号テ及びニ中「（1件100万円以上のものを除く。）」を削り、同号ヌを同号ネとし、同号ニの次に次のように加える。

ヌ 積立金

別表第1会計課の項第9号中「、外国旅行に係る経費、交際費、1件100万円以上の食糧費、扶助費、償還金、利子及び割引料、積立金並びに操出金」を「並びに1件100万円以上の食糧費及び操出金」に改める。

別表第2物品管理課の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号とし

て次の1号を加える。

- 1 財務規則の規定に基づき、支出負担行為を伴わない複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち1以上の機能を有する機械をいう。）の使用に係る単価契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

| | | |
|------------------------------------|--------------------|---|
| 辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。 | を |
|------------------------------------|--------------------|---|

| | | |
|------------------------------------|--------------------|----|
| 辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。 | に、 |
| 特命推進班 班長 特命推進課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。 | |

| | | | |
|--------------------|---|------------------------------|----|
| 土地対策班 班長 土地対策課長 | を | 県土・跡地利用対策班 班長 県土・跡地利用対策課長 | に、 |
|--------------------|---|------------------------------|----|

| | | |
|--|---------------------|---|
| | 3 生活福祉資金の貸付けに関すること。 | を |
|--|---------------------|---|

| | | |
|--|---|----|
| | 3 生活福祉資金の貸付けに関すること。 4 災害派遣福祉チームに関すること。 | に、 |
|--|---|----|

| | | |
|--------------------------|---------------------------------|---|
| アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長 | 那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関すること。 | を |
|--------------------------|---------------------------------|---|

| | | |
|----------------------------------|---------------------------------|-------|
| アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長 | 那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関すること。 | に改める。 |
| マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦略推進課長 | 部内各班又は他部の応援に関すること。 | |

別表第4中

| | | | |
|---|--------------------------|---|-------|
| 「 | 交通政策課職員 都市計画・モノレール課職員 | 」 | を |
| 「 | 交通政策課職員 | 」 | に、 |
| 「 | 下水道課職員 | 」 | を |
| 「 | 下水道課職員 都市計画・モノレール課職員 | 」 | に改める。 |

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地 |
|---|---|